

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和六年十月四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年六月六日奈良県指令高土第二九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年九月十三日高土第一〇五四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字東辻四〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字竹田三七番地

吉岡きみ子

一 許可番号

令和六年五月十四日奈良県指令高土第二八一一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年九月二十日高土第一〇五五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年九月二十日高土第四五二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市今泉六四二番一、六五〇番四及び六五〇番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五ヶ所五一二番地一

アップルホームエージェンシー株式会社 代表取締役 畑中智己

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市今泉六四二番一の一部及び六五〇番四